

第117回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年11月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年11月18日(水)午後1時53分
- 3 閉会の日時 令和2年11月18日(水)午後2時52分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	欠席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 黒瀬 高弘 農地担当係長 奥山 英明	参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 佐藤 智保子
---	---

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有者の移転)
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
 (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

8番：河田 敬司 10番：久山 優

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第117回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。8番 河田 敬司 委員、10番 久山 優 委員 にお願ひします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

奥山係長 1ページ1番から3番は、受人が同一で同時申請ですので併せて説明します。受人は、中区長岡に居住し、世帯で約35アールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により大安寺中町及び大安寺南町二丁目の田と畑に20年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は芳賀に居住し、世帯で約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は豊成一丁目に居住し、世帯で約89アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により七日市西町の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は今保に居住し、世帯で約47アールの農地を耕作する農業者で

すが、受贈により今保の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は辛川市場に居住し、世帯で約60アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により辛川市場の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、9番は受人が同一で同時申請ですので併せて説明します。受人は平野に居住していますが、新規に就農するため、川入、中撫川、大崎、吉備津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は倉敷市日畑に居住し、世帯で約86アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により吉備津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、12番は受人が同一で同時申請ですので併せて説明します。受人は足守に居住し、世帯で約10アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により真星及び足守の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は日近に居住し、世帯で約64アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により日近の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は川入で約19.7ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により川入の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は中山下一丁目に居住し、世帯で約60アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により惣爪の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、8番から15番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 16番、受人は久米郡美咲町に居住し、世帯で約31アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町和田南の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町土師方に居住していますが、建部町土師方の田及び畑

を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は建部町建部上に居住し、世帯で約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町建部上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、16番から18番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 19番、受人は小串に居住し、世帯で約2.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小串の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は妹尾に居住し、世帯で約8.2アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は西紅陽台に居住し、世帯で約5.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件を

すべて満たしていると考えます。

22番、受人は迫川に居住し、世帯で約67アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

長瀬委員 南区協議会で19番から22番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)については、中・中央地区1番から南区22番までの22件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、申請地西側の空き家となっている実家において茶道教室の経営を開始するにあたり、茶道教室の生徒が利用する露天駐車場5台分として申請地を転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、転用目的は畑に農地改良するための一時転用です。期間は許可日から令和3年1月31日までです。申請人は新庄下に居住する農業者ですが、申請地への農機具の通る道が狭く、また、市道との段差も大きいいため、盛り土を行い農地利用しやすくしようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番は、所有者はそれぞれ異なりますが一体的に畑に農地改良し、改良後の使用も一体的に行うものですので、併せて説明します。一時転用申請で、期間は許可日から3年間です。申請地は隣り合った階段状の田で、周辺も含めて荒廃している状態ですが、3枚を一体で盛り土して作業効率を良くし、桃の栽培を行おうとするものです。

農地区分は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、2番から5番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 6番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請人は、内尾に居住し、世帯で約74アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良し、普通野菜畑・果樹園に利用しようとするものです。農地改良期間は令和2年12月1日から令和3年2月28日までです。

農地区分は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、6番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、
許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、中・中央地区1番から南区6番
までの6件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（3）農地法
第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央
地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、転用目的は自己住宅です。申請人は、中区桑野の借家に夫婦
2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家
に近く都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするもので
す。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転
用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

2番、転用目的は貸露天駐車場及び貸露天資材置場です。申請人は、平成2
9年に設立され、北区田益に本店を置き、水道施設工事を主な事業とする法人
の代表取締役を務めています。当該法人は本店所在地近隣に露天駐車場及び露
天資材置場を確保していますが、事業拡大により既存施設が手狭になり、新た
にトラック2台、資材運搬用重機及び工事用資材の保管場所を確保する必要が
あるため、事業所から北方約250mに位置する申請地を所有権移転し、貸露
天駐車場及び貸露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転
用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

3番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請
人は広島市中区に単身赴任していますが、家族3人は岡山市内の借家に居住し
ており、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く、将来、実家の

農業を継続しやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は西辛川の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらず、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は保育所の園庭です。申請人は、平成30年から申請地近隣で保育園を運営する非営利法人ですが、園児の遊ぶ場所がないため、令和元年8月から申請地を一時転用し園庭として使用してきました。この度、当該法人が所有権を取得することとし、永久転用の許可を受けるものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続して設置される周辺地域居住者の業務上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場で一時的転用中です。申請人は、昭和47年に設立され、北区今保に本店を置き、生コンクリートの製造・販売業を営む法人ですが、既存の生コン車等の駐車場が

手狭なため、隣接する申請地について一時転用許可を受け使用してきました。今後も引き続き使用するため永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から11番までは同じ地域に関連がありますので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

7番、申請人は花尻みどり町の借家に夫婦で居住していますが、まもなく出産予定で住居が手狭なため、実家への行き来に都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は加茂の借家に家族5人で居住していますが、結婚により住居が手狭となったため、生活環境の変わらず都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は白石西新町の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家近隣の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は足守の借家に家族4人で居住していますが、子どもが生まれ家財道具が増え住居が手狭となったため、夫婦の勤務先に近く都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6ページ11番、申請人は高松原古才の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、現居住地近隣で生活環境が変わらず都合の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は農家住宅です。申請人は倉敷市真備町に夫婦で居住していましたが、平成30年の豪雨災害により自宅が水没し、実家へ避難していました。今後は実家の農業を継いでいくつもりであり、耕作地に近い父所有の申請地を借受け、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅であり、父の所有地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、5番から12番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 13番、転用目的は自己住宅です。申請人は、御津金川の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く農業の手伝いをするのにも都合の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、一時転用申請で転用目的は作業用地です。申請人は、昭和44年4月に設立され、北区中山下二丁目に本店を置き、電気工事業を主な事業としています。申請地の隣接地に設置されている鉄塔の送電線工事を行うため、申請地に賃借権を設定し、作業用地として一時転用しようとするものです。一時転用期間は、令和2年12月1日から令和3年1月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は自己住宅です。申請人は、御津鹿瀬の社員寮に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらず、通勤にも便利の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

本案件は、申請地の一部分が既に転用状態となっているため、協議会で協議した結果、顛末を聞き取りした上で審議することとして、保留意見となりました。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、13番から15番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、15番は保留意見、その他2件は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 16番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天車両置場敷地拡張です。申請人は昭和54年に設立され、古新田に本店を置き、自動車販売・賃貸・修理業を主な事業としています。車種の多様化により車両置場が不足しているため、既存車両置場の隣接地である申請地に賃借権を設定し、一時転用許可を受け露天車両置場として使用中です。今後も継続して使用するため永久転用申請するものです。

農地区分は、福田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番から20番は、同じ地域で関連がありますので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

17番、申請人は、北区田中の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、北区田中の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利で、また、妻の実家にも近くなり子育ての援助を得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は、北区北長瀬表町の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は、南区西市の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、夫婦の実家に近くなり子育て協力を得やすく、勤務先にも近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しよう

とするものです。

農地区分は、いずれも福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番から23番は、同じ地域で関連がありますので併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

21番、申請人は、彦崎の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く出産予定があるので援助を得やすく、勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は、北区平田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は、妹尾の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く子育ての援助を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも備中箕島駅から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は自己住宅です。申請人は、北区今保の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になり、申請地では妻の両親と同居するため、妻と妻の母の勤務先に通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は平成6年に設立され、藤田に本店を置き、建設業を主な事業としています。資材置場が不足したため、事務所兼住宅に隣接した申請地を平成29年3月21日から3年間、露天資材置場として利用し畑に原形復旧していましたが、今後も資材置場が必要となったため露天資材置場として永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、法人役員の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、16番から25番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区25番までの内、御津・建部地区15番は保留、その他24件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（4）所有権の移転、申請等（5）利用権の設定、申請等（6）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 まず、（4）所有権の移転は、10ページ中・中央地区1番、11ページ南区1番から6番までの7件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、中・中央地区1番及び南区1番から4番までの5件は、所有者から財団への移転で、南区5番、6番は財団から担い手cへの移転となります。

次に、（5）利用権の設定は、12ページ中・中央地区1番から15ページ南区1番までの18件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家から中間管理権を設定するための利用権設定です。

最後に（6）利用権の設定及び転貸は、16ページ中・中央地区1番から19ページ南区9番までの13件で、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（4）から（6）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 20ページ御津・建部地区1番から22ページ南区11番までの11件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、7番は相続による賃借権の取得、その他はいずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等（7）の11件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、23ページ1番から5番までの5件です。転用目的は、露天駐車場1件、農業用倉庫及び進入路1件、通路1件、敷地拡張1件、貸露天駐車場1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、24ページ1番から25ページ14番までの14件です。転用目的は、分譲住宅地等4件、自己住宅4件、市道拡幅2件、仮設現場事務所及び露天駐車場等1件、自動車整備工場1件、倉庫1件、共同住宅1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、26ページ1番から27ページ7番までの7件で、解約理由は、いずれも

耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、
２８ページ１番から４番までの４件で、内容は、農業用通路１件、農機具置場
１件、農業用倉庫２件です。

最後に、報告（５）農地改良届については、２９ページ１番から３番までの
３件で、内容は、普通野菜畑２件、普通野菜畑・果樹園１件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、
第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （第２号議案について説明）

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありま
すか。

事務局 次回総会予定（１２月１１日（金）勤労者福祉センター４階会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう
ございました。

閉会 午後２時５２分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員